

表1 時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(令和7年4月1日現在)

時差出勤制度は、基本の勤務時間に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、勤務時間を割り振る制度です。申告に際して、理由は問いません。

早出・遅出制度は、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業時刻を繰り上げたり繰り下げたりすることができる制度です。

フレックスタイム制度は、割振り単位期間(4週間)を設定し、その単位期間内で1週間当たりの勤務時間数が38時間45分となるように割り振ることができる制度です。

(単位:団体)

区分	団体数	時差出勤制度		
		導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	22 (35.5%)	4 (6.5%)	36 (58.1%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	523 (30.4%)	195 (11.3%)	1,003 (58.3%)

区分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	26 (41.9%)	5 (8.1%)	31 (50.0%)	31 (50.0%)	7 (11.3%)	24 (38.7%)	13 (21.0%)	6 (9.7%)	43 (69.4%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	814 (47.3%)	148 (8.6%)	759 (44.1%)	1,218 (70.8%)	140 (8.1%)	363 (21.1%)	211 (12.3%)	117 (6.8%)	1,393 (80.9%)

区分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	2 (3.2%)	7 (11.3%)	53 (85.5%)	0 (0.0%)	5 (8.1%)	57 (91.9%)	0 (0.0%)	10 (16.1%)	52 (83.9%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	153 (8.9%)	140 (8.1%)	1,428 (83.0%)	100 (5.8%)	125 (7.3%)	1,496 (86.9%)	163 (9.5%)	181 (10.5%)	1,377 (80.0%)

区分	団体数	フレックスタイム制度					
		導入状況			(左記の導入済団体のうち) 週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	3 (4.8%)	8 (12.9%)	51 (82.3%)	0 (0.0%)	10 (16.1%)	1 (1.6%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	98 (5.7%)	292 (17.0%)	1,331 (77.3%)	54 (55.1%)	9 (9.2%)	35 (35.7%)

(注) 1 ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

2 調査対象は、非現業の一般職に属する職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割り振られている者(交替制等勤務職員は除く。)に適用される制度。

3 「時差出勤制度」は、令和6年度実施の調査から本項目を導入。

4 「時差出勤制度」を導入している団体において、「各種早出遅出制度」について、時差出勤制度よりも広範な勤務時間パターンの設定を行っている場合等、制度を存続させている団体については、「導入済」となっている。

表2 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇とは、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持・増進を図ることを目的として、職員の請求する時季に有給で取得できる休暇です。

【令和6年1月1日～令和6年12月31日※】

(単位:日)

区分	平均取得日数(日)
県内市町村(さいたま市除く)	13.4 (13.6)
301名以上(32団体)	13.6 (14.0)
101名以上300名以下(22団体)	12.4 (12.2)
100名以下(8団体)	12.1 (10.3)
全国市町村(指定都市除く)	13.5 (13.4)
301名以上(533団体)	14.0 (13.9)
101名以上300名以下(704団体)	12.5 (12.3)
100名以下(484団体)	12.1 (12.0)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」

(注) 1 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。

2 ()は、令和5年の平均取得日数。

3 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

表3 介護休暇の状況

介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。

○ 介護休暇制度の導入状況(令和7年4月1日現在) (単位:団体)

区分	団体数	導入済	未導入
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)

○ 介護休暇の取得状況(令和6年度) (単位:人)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	20 (36.4%)	4 (20.0%)	13 (65.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	35 (63.6%)	1 (2.9%)	23 (65.7%)	5 (14.3%)	4 (11.4%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	377 (32.2%)	74 (19.6%)	209 (55.4%)	72 (19.1%)	9 (2.4%)	10 (2.7%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	792 (67.8%)	61 (7.7%)	430 (54.3%)	254 (32.1%)	20 (2.5%)	14 (1.8%)	10 (1.3%)	1 (0.1%)	2 (0.3%)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	20 (36.4%)	15 (75.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
	女性職員	35 (63.6%)	14 (40.0%)	10 (28.6%)	5 (14.3%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	4 (11.4%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	377 (32.2%)	211 (56.0%)	56 (14.9%)	35 (9.3%)	16 (4.2%)	14 (3.7%)	45 (11.9%)
	女性職員	792 (67.8%)	388 (49.0%)	140 (17.7%)	86 (10.9%)	31 (3.9%)	26 (3.3%)	121 (15.3%)

- (注) 1 介護休暇取得者数は、令和6年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。
 2 「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の()は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 3 「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 4 「介護休暇取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表4 介護時間の状況

介護時間とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。

○ 介護時間制度の導入状況(令和7年4月1日現在) (単位:団体)

区分	団体数	導入済	未導入
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,713 (99.5%)	8 (0.5%)

○ 介護時間の取得状況(令和6年度) (単位:人)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	1 (6.7%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	14 (93.3%)	0 (0.0%)	4 (28.6%)	9 (64.3%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	84 (23.6%)	10 (11.9%)	56 (66.7%)	16 (19.0%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	272 (76.4%)	15 (5.5%)	137 (50.4%)	97 (35.7%)	10 (3.7%)	7 (2.6%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	介護時間の期間別の取得者数					
			6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	1 (6.7%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	14 (93.3%)	2 (14.3%)	6 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (42.9%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	84 (23.6%)	60 (71.4%)	14 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.4%)	8 (9.5%)
	女性職員	272 (76.4%)	119 (43.8%)	85 (31.3%)	7 (2.6%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)	53 (19.5%)

- (注) 1 介護時間取得者数は、令和6年度中に介護時間を取得開始した職員数である。
 2 「要介護者別の取得者数」及び「介護時間の期間別の取得者数」の()は、「介護時間取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 3 「介護時間取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 4 「介護時間取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

表5 育児休業等の制度制定状況

○ 育児休業制度の条例制定状況(令和7年4月1日現在)

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。

(単位:団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)	60 (100.0%)	0 (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,606 (99.8%)	4 (0.2%)	- (0.0%)	- (0.0%)	423 (100.0%)	0 (0.0%)	1,702 (99.8%)	3 (0.2%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部署が無い団体は除いている。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)
(以下、全ての表において同じ。)

○ 部分休業制度の制定状況(令和7年4月1日現在)

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)	60 (100.0%)	0 (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,606 (99.8%)	4 (0.2%)	- (0.0%)	- (0.0%)	423 (100.0%)	0 (0.0%)	1,702 (99.8%)	3 (0.2%)

○ 育児短時間勤務制度の制定状況(令和7年4月1日現在)

育児短時間勤務制度とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一定の勤務形態により、職員が希望する日又は時間帯において勤務することができる制度です。

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	58 (93.5%)	4 (6.5%)	56 (93.3%)	4 (6.7%)	- (0.0%)	- (0.0%)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	58 (93.5%)	4 (6.5%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,615 (93.8%)	106 (6.2%)	1,505 (93.5%)	105 (6.5%)	- (0.0%)	- (0.0%)	391 (92.4%)	32 (7.6%)	1,596 (93.6%)	109 (6.4%)

表6 育児休業の取得状況(令和6年度 全部門合計)

○ 育児休業の取得者数等(令和6年度中に新たに取得した者)

(単位:人)

団体区分	区分	令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	965	672	69.6%	255 (37.9%)	230 (34.2%)	122 (18.2%)	20 (3.0%)	33 (4.9%)	11 (1.6%)	1 (0.1%)
	女性職員	779	778	99.9%	1 (0.1%)	6 (0.8%)	13 (1.7%)	37 (4.8%)	172 (22.1%)	250 (32.1%)	299 (38.4%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	18,467	11,268	61.0%	5,210 (46.2%)	3,213 (28.5%)	1,517 (13.5%)	475 (4.2%)	648 (5.8%)	169 (1.5%)	36 (0.3%)
	女性職員	15,966	15,993	100.2%	52 (0.3%)	141 (0.9%)	372 (2.3%)	886 (5.5%)	4,992 (31.2%)	4,819 (30.1%)	4,731 (29.6%)

- (注) 1 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。
 2 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。
 3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。

表7 育児短時間勤務の取得状況(令和6年度 全部門合計)

○ 育児短時間勤務の取得者数等

(単位:人)

団体区分	区分	育児短時間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
			3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)
	女性職員	99 (100.0%)	14 (14.1%)	6 (6.1%)	6 (6.1%)	73 (73.7%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	62 (100.0%)	22 (35.5%)	13 (21.0%)	8 (12.9%)	19 (30.6%)
	女性職員	1,558 (100.0%)	221 (14.2%)	191 (12.3%)	137 (8.8%)	1,009 (64.8%)

(注) 1 「育児短時間勤務取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児短時間勤務を取得した者が含まれる。

2 「育児短時間勤務承認期間」の()は、「育児短時間勤務取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表8 部分休業の取得状況(令和6年度 全部門合計)

○ 部分休業の取得者数等

(単位:人)

団体区分	区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間					
			1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	93 (100.0%)	62 (66.7%)	10 (10.8%)	2 (2.2%)	5 (5.4%)	9 (9.7%)	5 (5.4%)
	女性職員	613 (100.0%)	367 (59.9%)	62 (10.1%)	27 (4.4%)	50 (8.2%)	83 (13.5%)	24 (3.9%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	1,061 (100.0%)	806 (76.0%)	93 (8.8%)	20 (1.9%)	40 (3.8%)	44 (4.1%)	58 (5.5%)
	女性職員	11,205 (100.0%)	7,439 (66.4%)	967 (8.6%)	376 (3.4%)	712 (6.4%)	1,134 (10.1%)	577 (5.1%)

(注) 1 「部分休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに部分休業を取得した者が含まれる。

2 「部分休業承認期間」の()は、「部分休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表9 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和6年度 全部門合計)

配偶者出産休暇とは、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇です。
 育児参加のための休暇とは、妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇です。

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数

(単位:人)

団体区分	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員数
県内市町村 (さいたま市除く)	965 (100.0%)	757 (78.4%)	602 (62.4%)	810 (83.9%)	496 (51.4%)
全国市区町村 (指定都市除く)	18,467 (100.0%)	13,877 (75.1%)	10,387 (56.2%)	14,897 (80.7%)	8,271 (44.8%)

(注) 1 ()は、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

2 「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

表10 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況

○ 育児休業制度の条例制定状況(令和7年4月1日現在)

(単位:団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)	60 (100.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,706 (99.1%)	15 (0.9%)	1,568 (98.9%)	18 (1.1%)	- (-)	- (-)	413 (100.0%)	0 (0.0%)	1,685 (99.0%)	17 (1.0%)

○ 部分休業制度の制定状況(令和7年4月1日現在)

(単位:団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)	60 (100.0%)	0 (0.0%)	- (-)	- (-)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	62 (100.0%)	0 (0.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,675 (97.3%)	46 (2.7%)	1,541 (97.2%)	45 (2.8%)	- (-)	- (-)	407 (98.5%)	6 (1.5%)	1,656 (97.3%)	46 (2.7%)

○ 各制度の取得状況(令和6年度)

(単位:人)

区分	部分休業	介護休暇	介護時間
県内市町村 (さいたま市除く)	27	19	2
全国市区町村 (指定都市除く)	1,210	675	117

(注) 1 ()内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

2 「育児休業」「部分休業」の取得者数は、令和6年度中に新たに当該休業を取得した職員数である。

3 「介護休暇」「介護時間」の取得者数は、令和6年度中に各休暇を取得開始した職員数である。

表11 会計年度任用職員の育児休業の取得状況(令和6年度 全部門合計)

○ 育児休業の取得者数等(令和6年度中に新たに取得した者)

(単位:人)

団体区分	区分	令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間				
					1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下
県内市町村 (さいたま市除く)	男性職員	1	0	0.0%	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	女性職員	75	67	89.3%	3 (4.5%)	11 (16.4%)	23 (34.3%)	14 (20.9%)	16 (23.9%)
全国市区町村 (指定都市除く)	男性職員	175	73	41.7%	33 (45.2%)	22 (30.1%)	13 (17.8%)	3 (4.1%)	2 (2.7%)
	女性職員	3,168	2,972	93.8%	257 (8.6%)	542 (18.2%)	854 (28.7%)	694 (23.4%)	625 (21.0%)

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

2 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

3 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。

表12 時間外勤務命令の上限規制制度の状況(令和7年4月1日現在)

時間外勤務命令の上限等とは、国家公務員における人事院規則15-14第16条の2の2第1項に規定する「超過勤務命令の上限時間等※」、同条第2項に規定する「特例業務の適用」及び同条第3項に規定する「要因の検証等」に相当する措置をいいます。

※原則、月45時間以下、年360時間以下。他律的業務の比重が高い部署においては、月100時間未満、年720時間以下、2～6月平均80時間以下、月45時間超は年6月まで。

○ 時間外勤務命令の上限規制制度の導入状況(条例・規則等の整備状況)

(単位:団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	60 (96.8%)	62 (100.0%)	62 (100.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	1,401 (81.4%)	1,680 (97.6%)	1,656 (96.2%)

- (注) 1 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。(部署単位のほか、業務、係、個人単位によるものも含む。)
- 2 「特例業務」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第2項に規定する「特例業務」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
- 3 「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第3項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
- 4 ()内は、団体区分ごとの団体数に占める割合である。

○ 時間外勤務命令の上限規制制度の運用実績

(単位:団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
県内市町村 (さいたま市除く)	62 (100.0%)	34 (54.8%)	35 (56.5%)	42 (67.7%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100.0%)	704 (40.9%)	926 (53.8%)	1,128 (65.5%)

- (注) 1 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、令和6年度中において当該指定を行った実績が有る団体を計上している。
- 2 「特例業務」欄には、令和6年度中において当該業務の実績が有る団体を計上している。
- 3 「要因の整理、分析及び検証」には令和6年度の時間外勤務実績に対する実施の有る団体及び令和7年度にかけて実施中・実施予定の団体を計上している。

○ 要因の整理、分析及び検証の実施方法

(単位:団体)

区分	団体数	特例業務により上限時間等を超えて時間外勤務を命じられた職員についての記録	左記の記録の活用	職員や所属長に対する面談・ヒアリング
県内市町村 (さいたま市除く)	42 (100.0%)	38 (90.5%)	35 (83.3%)	34 (81.0%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,128 (100.0%)	1,016 (90.1%)	957 (84.8%)	885 (78.5%)

- (注) 1 「団体数」欄には、【2運用状況】で「要因の整理、分析及び検証」の該当がある団体数を計上している。
- 2 「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職—328)第十 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係の16項に規定する上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体数を計上している。
- 3 「左記の記録の活用」欄には、上記2の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体数を計上している。
- 4 「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超えて時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体数を計上している。

表13 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)

○ 時間外勤務時間数の状況

		時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合					
		職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	時間外勤務を45時間超 行った職員数及び割合		45時間超 100時間未満 (人)	職員数に 占める割合 (%)	100時間以上 (人)	職員数に 占める割合 (%)
県内市町村 (さいたま市除く)	4月	28,960	352,246	12.2	1,740	(6.0%)	1,604	(5.5%)	136	(0.5%)
	5月	28,940	287,198	9.9	953	(3.3%)	919	(3.2%)	34	(0.1%)
	6月	28,923	268,270	9.3	818	(2.8%)	804	(2.8%)	14	(0.05%)
	7月	28,905	253,535	8.7	720	(2.5%)	707	(2.4%)	13	(0.04%)
	8月	28,849	222,718	7.7	519	(1.8%)	512	(1.8%)	7	(0.02%)
	9月	28,829	248,306	8.6	646	(2.2%)	633	(2.2%)	13	(0.05%)
	10月	28,919	343,001	11.9	1,267	(4.4%)	1,101	(3.8%)	166	(0.6%)
	11月	28,924	258,101	8.9	718	(2.5%)	693	(2.4%)	25	(0.1%)
	12月	28,887	217,431	7.5	420	(1.5%)	408	(1.4%)	12	(0.04%)
	1月	28,851	254,425	8.8	639	(2.2%)	612	(2.1%)	27	(0.1%)
	2月	28,843	264,665	9.2	786	(2.7%)	766	(2.7%)	20	(0.1%)
	3月	28,829	356,694	12.4	1,572	(5.5%)	1,473	(5.1%)	99	(0.3%)
	合計	346,659	3,326,590	9.6	10,798	(3.1%)	10,232	(3.0%)	566	(0.2%)
			時間(年)		115.1					

(参考)

全国市区町村 (指定都市除く)	合計	7,773,914	83,193,499	10.7	315,241	(4.1%)	295,207	(3.8%)	20,034	(0.3%)
		時間(年)		128.4						

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したものである。

表14 勤務時間管理の実施方法の状況

勤務時間管理とは、単に1日何時間働いたかを管理するのではなく、日ごとに始業時刻や終業時刻を勤務管理者が確認・記録し、これを基に何時間勤務したかを適正に把握・確定する必要があります。
 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)では、原則として①・②のいずれかの方法によることとされ、③・④の自己申告制により行わざるを得ない場合は、必要な措置を講ずることとされています。

○ 勤務時間管理の実施方法

(単位: 団体)

区分	団体数	実施の方法				職員本人からの自己申告のみ
		①勤務管理者の現認による確認・記録	②タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間等の客観的な記録による確認・記録	③職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録	④職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録	
県内市町村 (さいたま市除く)	62	24 (38.7%)	22 (35.5%)	32 (51.6%)	31 (50.0%)	24 (38.7%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721	588 (34.2%)	1,049 (61.0%)	799 (46.4%)	671 (39.0%)	426 (24.8%)

(注) 1 「実施の方法」欄には、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として規定されている労働時間管理の方法を実施している団体数を計上している。

2 「職員本人からの自己申告のみ」欄には、「実施の方法」欄のうち「職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録」「職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録」のいずれか又は両方の方法しか講じていない団体数を計上している。

3 ()内は団体区分ごとの団体数に占める割合である。

表15 競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率(令和6年度)

(単位:人、倍)

区分		県内				全国			
		受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率
市区	大学卒業程度試験	9,229	2,078	1,415	4.4	153,041	31,198	22,326	4.9
	短大卒業程度試験	1,421	425	310	3.3	27,444	8,631	7,280	3.2
	高校卒業程度試験	1,722	329	230	5.2	53,066	10,310	7,907	5.1
	その他の試験	776	190	169	4.1	13,503	2,922	2,572	4.6
	計	13,148	3,022	2,124	4.4	247,054	53,061	40,085	4.7
町村	大学卒業程度試験	130	29	29	4.5	8,800	2,205	1,751	4.0
	短大卒業程度試験	22	4	4	5.5	2,009	793	654	2.5
	高校卒業程度試験	767	188	178	4.1	15,099	3,669	3,009	4.1
	その他の試験	108	19	17	5.7	1,958	611	535	3.2
	計	1,027	240	228	4.3	27,866	7,278	5,949	3.8
合計	大学卒業程度試験	9,359	2,107	1,444	4.4	161,841	33,403	24,077	4.8
	短大卒業程度試験	1,443	429	314	3.4	29,453	9,424	7,934	3.1
	高校卒業程度試験	2,489	517	408	4.8	68,165	13,979	10,916	4.9
	その他の試験	884	209	186	4.2	15,461	3,533	3,107	4.4
	計	14,175	3,262	2,352	4.3	274,920	60,339	46,034	4.6

(注) 1 調査対象は、人事委員会(競争試験等を行う公平委員会を含む。)又は任命権者が実施した職員採用競争試験であり、教育委員会が実施した教員採用のための選考は含まれない。なお、試験の名称が「選考」となっているが、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の4つの要件を満たす実質的な競争試験的選考は含む。

2 試験区分は、以下による。

大学卒業程度試験: 上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

短大卒業程度試験: 中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

高校卒業程度試験: 初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験

その他の試験: 中学校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験又は資格及び学力の程度を問わないで行った試験

3 「市区」には、政令指定都市を含む。

4 競争率は、受験者数/合格者数

表16 競争試験における男女別の採用者数(令和6年度)

(単位:人)

区分		県内	全国
		採用者数	採用者数
市区	男性	994 (46.8%)	19,023 (47.5%)
	女性	1,130 (53.2%)	21,062 (52.5%)
	計	2,124	40,085
町村	男性	116 (50.9%)	2,923 (49.1%)
	女性	112 (49.1%)	3,026 (50.9%)
	計	228	5,949
合計	男性	1,110 (47.2%)	21,946 (47.7%)
	女性	1,242 (52.8%)	24,088 (52.3%)
	計	2,352	46,034

- (注) 1 ()は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)
 2 「市区」には、政令指定都市を含む。
 3 令和5年度の調査から、男女別の受験者数及び合格者数は調査せず、男女別の採用者数のみ調査。

表17 中途採用試験の実施状況(令和6年度)

(単位:団体、人)

区分	団体数	中途採用試験								
					経験者採用試験			経歴不問の中途採用試験		
		実施 団体数	受験者数	採用者数	実施 団体数	受験者数	採用者数	実施 団体数	受験者数	採用者数
県内市町村 (さいたま市除く)	62	37	1,705	325	32	1,342	245	14	363	80
全国市区町村 (指定都市除く)	1,722	1,134	52,525	9,600	839	27,240	5,204	601	25,285	4,396

- (注) 1 「経験者採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験
 2 「経歴不問の中途採用試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験及び「経験者採用試験」以外の採用試験
 3 「全国市区町村」の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

表18 ストレスチェックの実施状況等(令和6年度)

○ ストレスチェック・集団分析の実施状況

「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいいます。

なお、令和7年の労働安全衛生法の改正により、いまだで努力義務とされていた常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場における実施が改正法の公布日(令和7年5月14日)から政令で定める3年以内の日に義務とされたが、総務省から回地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する観点から事業場の規模に関わらず、原則としてすべての職員に対して実施するように助言を行っている。

「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

(県内)

区分	事業場数	ストレスチェック実施事業場数	実施事業場率	集団分析実施事業場数	実施事業場率	集団分析結果活用事業場数	実施事業場率
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
市	1,576	1,575	99.9%	1,477	93.8%	1,184	80.2%
町村	212	212	100.0%	200	94.3%	140	70.0%
一部事務組合等	153	120	78.4%	114	95.0%	91	79.8%
県内合計(さいたま市除く)	1,941	1,907	98.2%	1,791	93.9%	1,415	79.0%

(参考:全国)

市区	40,503	39,966	98.7%	35,668	89.2%	30,429	85.3%
町村	9,814	9,514	96.9%	8,164	85.8%	6,050	74.1%
一部事務組合等	3,474	2,565	73.8%	2,128	83.0%	1,362	64.0%
全国合計	53,791	52,045	96.8%	45,960	88.3%	37,841	82.3%

(注) 1 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。
2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。(以下、全ての表において同じ。)
3 市及び市区には、指定都市を含まない。(以下、全ての表において同じ。)

○ ストレスチェック・面接指導の受診職員数

「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされています。

(県内)

区分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
		職員数	割合	職員数	割合	職員数	割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
市	69,354	61,887	89.2%	8,108	13.1%	345	4.3%
町村	6,394	5,774	90.3%	767	13.3%	21	2.7%
一部事務組合等	5,606	5,156	92.0%	428	8.3%	41	9.6%
県内合計(さいたま市除く)	81,354	72,817	89.5%	9,303	12.8%	407	4.4%

(参考:全国)

市区	1,472,279	1,282,486	87.1%	145,536	11.3%	5,758	4.0%
町村	250,918	221,617	88.3%	25,064	11.3%	1,251	5.0%
一部事務組合等	121,408	100,376	82.7%	10,526	10.5%	448	4.3%
全国合計	1,844,605	1,604,479	87.0%	181,126	11.3%	7,457	4.1%

(注) 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員(常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。)のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

○ 集団分析結果の活用状況

(県内)

区分	集団分析結果を活用した事業場数	集団分析結果の活用内容(複数回答)									
		業務配分の見直し		人員体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他	
		実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合	実施事業場数	割合
	a	b	b/a	c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a
市	1,184	352	29.7%	329	27.8%	508	42.9%	582	49.2%	210	17.7%
町村	140	47	33.6%	67	47.9%	7	5.0%	64	45.7%	18	12.9%
一部事務組合等	91	39	42.9%	46	50.5%	3	3.3%	59	64.8%	10	11.0%
県内合計(さいたま市除く)	1,415	438	31.0%	442	31.2%	518	36.6%	705	49.8%	238	16.8%

(参考:全国)

市区	30,429	9,162	30.1%	8,758	28.8%	11,070	36.4%	19,440	63.9%	5,101	16.8%
町村	6,050	1,958	32.4%	2,101	34.7%	1,047	17.3%	4,034	66.7%	523	8.6%
一部事務組合等	1,362	407	29.9%	545	40.0%	218	16.0%	733	53.8%	245	18.0%
全国合計	37,841	11,527	30.5%	11,404	30.1%	12,335	32.6%	24,207	64.0%	5,869	15.5%

(注) 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。

表19 メンタルヘルス対策の取組状況(令和6年度)

○ メンタルヘルス対策の取組状況

(県内)

区分	全部局数	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
				メンタルヘルス対策に関する計画の策定		安全衛生委員会等で調査審議		実務を行う担当者の選任		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	
				割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数
a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b	f	f/b	
市	124	124	100.0%	38	30.6%	62	50.0%	46	37.1%	87	70.2%
町村	63	63	100.0%	15	23.8%	19	30.2%	11	17.5%	32	50.8%
一部事務組合等	53	38	71.7%	4	10.5%	12	31.6%	13	34.2%	18	47.4%
県内合計(さいたま市除く)	240	225	93.8%	57	25.3%	93	41.3%	70	31.1%	137	60.9%

(参考:全国)

市区	2,623	2,622	99.96%	822	31.4%	1,829	69.8%	1,258	48.0%	2,082	79.4%
町村	2,454	2,396	97.6%	419	17.5%	1,223	51.0%	518	21.6%	1,196	49.9%
一部事務組合等	1,406	1,036	73.7%	157	15.2%	305	29.4%	313	30.2%	312	30.1%
全国合計	6,483	6,054	93.4%	1,398	23.1%	3,357	55.5%	2,089	34.5%	3,590	59.3%

(県内)

区分	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供		事業場内での相談体制の整備		地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施		その他	
	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
g	g/b	h	h/b	i	i/b	j	j/b	k	k/b	l	l/b	
市	107	86.3%	65	52.4%	94	75.8%	70	56.5%	74	59.7%	2	1.6%
町村	37	58.7%	21	33.3%	37	58.7%	18	28.6%	27	42.9%	0	0.0%
一部事務組合等	17	44.7%	8	21.1%	22	57.9%	18	47.4%	17	44.7%	2	5.3%
県内合計(さいたま市除く)	161	71.6%	94	41.8%	153	68.0%	106	47.1%	118	52.4%	4	1.8%

(参考:全国)

市区	2,093	79.8%	1,587	60.5%	2,058	78.5%	2,011	76.7%	1,584	60.4%	87	3.3%
町村	1,246	52.0%	698	29.1%	1,381	57.6%	1,433	59.8%	960	40.1%	61	2.5%
一部事務組合等	495	47.8%	236	22.8%	518	50.0%	633	61.1%	339	32.7%	47	4.5%
全国合計	3,834	63.3%	2,521	41.6%	3,957	65.4%	4,077	67.3%	2,883	47.6%	195	3.2%

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

3 全部局数は、各団体の「市区町村長」、「教育委員会」、「消防」、「公営企業」部局の合計である。

4 市及び市区には、指定都市を含まない。

表20 メンタルヘルス不調による休務者の状況(令和6年度)

(県内)

区分	休務者		うち常勤職員										在職職員と休務者の割合		
				年代別内訳											
				10代～20代		30代		40代		50代		60代以上			
	人数	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数(※)	割合
a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b	f	f/b	g	g/b	h	a/h	
市	1,132	1,114	98.4%	255	22.9%	376	33.8%	223	20.0%	231	20.7%	29	2.6%	69,354	1.6%
町村	95	95	100.0%	28	29.5%	33	34.7%	15	15.8%	16	16.8%	3	3.2%	6,394	1.5%
一部事務組合等	50	50	100.0%	10	20.0%	5	10.0%	17	34.0%	17	34.0%	1	2.0%	5,606	0.9%
県内合計 (さいたま市除く)	1,277	1,259	98.6%	293	23.3%	414	32.9%	255	20.3%	264	21.0%	33	2.6%	81,354	1.6%

(参考:全国)

市区	22,572	21,645	95.9%	4,997	23.1%	6,116	28.3%	4,964	22.9%	4,997	23.1%	517	2.4%	1,472,279	1.5%
町村	3,418	3,314	97.0%	856	25.8%	980	29.6%	756	22.8%	680	20.5%	42	1.3%	250,915	1.4%
一部事務組合等	1,205	1,168	96.9%	325	27.8%	287	24.6%	269	23.0%	261	22.3%	26	2.2%	121,408	1.0%
合計	27,195	26,127	96.1%	6,178	23.6%	7,383	28.3%	5,989	22.9%	5,938	22.7%	585	2.2%	1,844,602	1.5%

- (注) 1 原則として、令和6年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病氣休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。
 2 一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和6年1月～令和6年12月)の休務者数を計上している。
 3 令和5年度から引き続いて休務した者及び令和6年度中に退職した者も含んでいる。
 4 (※)については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表18)を引用している。
 5 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。
 6 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。
 7 市及び市区には、指定都市を含まない。

表21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申し出があった場合には、行わなければならないこととされました。

また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申し出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定されたため、地方公務員についても労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うこととされています。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況 (令和7年4月1日現在)(県内)

区分	全部局数	令和7年4月1日時点で整備済み		令和7年度中に整備予定		未定	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
市	124	97	78.2%	7	5.6%	20	16.1%
町村	63	39	61.9%	3	4.8%	21	33.3%
一部事務組合等	53	15	28.3%	1	1.9%	37	69.8%
県内合計 (さいたま市除く)	240	151	62.9%	11	4.6%	78	32.5%

(参考:全国)

市区	2,623	2,192	83.6%	81	3.1%	350	13.3%
町村	2,454	1,473	60.0%	104	4.2%	877	35.7%
一部事務組合等	1,406	410	29.2%	35	2.5%	961	68.3%
全国合計	6,483	4,075	62.9%	220	3.4%	2,188	33.7%

- (注) 1 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。
 2 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。
 3 端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。(以下、全ての表において同じ。)
 4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。(以下、全ての表において同じ。)
 5 市及び市区には、指定都市を含まない。(以下、全ての表において同じ。)

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件 (令和7年4月1日現在)(県内)

区分	全部局数	医師の面接指導の対象となる要件								
		令和7年4月1日時点で例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも高い基準の要件を含む		その他		
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	
		a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b
市	124	97	78.2%	76	78.4%	18	18.6%	3	3.1%	
町村	63	39	61.9%	39	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
一部事務組合等	53	15	28.3%	8	53.3%	4	26.7%	3	20.0%	
県内合計 (さいたま市除く)	240	151	62.9%	123	81.5%	22	14.6%	6	4.0%	

(参考:全国)

市区	2,623	2,192	83.6%	1,666	76.0%	391	17.8%	135	6.2%
町村	2,454	1,473	60.0%	1,325	90.0%	68	4.6%	80	5.4%
一部事務組合等	1,406	410	29.2%	331	80.7%	47	11.5%	32	7.8%
全国合計	6,483	4,075	62.9%	3,322	81.5%	506	12.4%	247	6.1%

- (注) 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備ができていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の実施状況 (県内)

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 人数	医師の面接指導が行われなかった職員										その他	
		医師の面接指導が行われなかった職員		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった		人数	割合
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	a	b	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b	f	f/b	g	g/b
市	2,066	1,088	52.7%	219	20.1%	504	46.3%	259	23.8%	1	0.1%	105	9.7%
町村	28	2	7.1%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
一部事務組合等	14	14	100.0%	0	0.0%	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
県内合計 (さいたま市除く)	2,108	1,104	52.4%	219	19.8%	519	47.0%	259	23.5%	2	0.2%	105	9.5%

(参考:全国)

市区	58,775	35,680	60.7%	5,294	14.8%	21,642	60.7%	3,809	10.7%	174	0.5%	4,761	13.3%
町村	4,294	3,262	76.0%	82	2.5%	2,425	74.3%	321	9.8%	11	0.3%	423	13.0%
一部事務組合等	2,348	1,219	51.9%	20	1.6%	1,124	92.2%	24	2.0%	9	0.7%	42	3.4%
全国合計	65,417	40,161	61.4%	5,396	13.4%	25,191	62.7%	4,154	10.3%	194	0.5%	5,226	13.0%

- (注) 1 職員数は令和6年度の延べ人数である。
 2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。
 3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。

表22 安全衛生管理体制の整備状況(令和6年度)

(県内)

区分	総括安全衛生管理者			安全管理者				衛生管理者					
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	職場を巡視している事業場数	割合	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	職場を巡視している事業場数	割合
市	27	27	100.0%	59	58	98.3%	57	98.3%	223	223	100.0%	100	44.8%
町村	0	0	-	0	0	-	0	-	38	36	94.7%	28	77.8%
一部事務組合等	1	1	100.0%	4	3	75.0%	3	100.0%	27	26	96.3%	19	73.1%
県内合計 (さいたま市除く)	28	28	100.0%	63	61	96.8%	60	98.4%	288	285	99.0%	147	51.6%

(参考:全国)

市区	742	738	99.5%	974	858	88.1%	684	79.7%	4,805	4,626	96.3%	2,573	55.6%
町村	0	0	-	0	0	-	0	-	1,834	1,717	93.6%	700	40.8%
一部事務組合等	26	26	100.0%	65	62	95.4%	54	87.1%	509	496	97.4%	331	66.7%
全国合計	768	764	99.5%	1,039	920	88.5%	738	80.2%	7,148	6,839	95.7%	3,604	52.7%

(県内)

区分	安全衛生推進者等			産業医						
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	選任を要する事業場	選任している事業場	割合	職場を巡視している事業場数	割合	情報提供を行っている事業場数	割合
市	911	890	97.7%	223	217	97.3%	66	30.4%	132	60.8%
町村	69	64	92.8%	38	38	100.0%	26	68.4%	38	100.0%
一部事務組合等	69	67	97.1%	27	27	100.0%	17	63.0%	21	77.8%
県内合計 (さいたま市除く)	1,049	1,021	97.3%	288	282	97.9%	109	38.7%	191	67.7%

(参考:全国)

市区	20,214	19,086	94.4%	4,805	4,634	96.4%	1,546	33.4%	3,895	84.1%
町村	3,197	2,620	82.0%	1,834	1,748	95.3%	466	26.7%	1,281	73.3%
一部事務組合等	1,598	1,467	91.8%	509	501	98.4%	226	45.1%	409	81.6%
全国合計	25,009	23,173	92.7%	7,148	6,883	96.3%	2,238	32.5%	5,585	81.1%

(県内)

区分	安全委員会				衛生委員会					
	設置を要する事業場	設置している事業場	割合	毎月1回以上開催している事業場数	割合	設置を要する事業場	設置している事業場	割合	毎月1回以上開催している事業場数	割合
市	21	21	100.0%	14	66.7%	223	205	91.9%	70	34.1%
町村	0	0	-	0	-	38	34	89.5%	15	44.1%
一部事務組合等	3	3	100.0%	2	66.7%	27	26	96.3%	19	73.1%
県内合計 (さいたま市除く)	24	24	100.0%	16	66.7%	288	265	92.0%	104	39.2%

(参考:全国)

市区	835	771	92.3%	390	50.6%	4,805	4,567	95.0%	2,466	54.0%
町村	0	0	-	0	-	1,834	1,715	93.5%	529	30.8%
一部事務組合等	51	51	100.0%	44	86.3%	509	478	93.9%	276	57.7%
全国合計	886	822	92.8%	434	52.8%	7,148	6,760	94.6%	3,271	48.4%

(注) 1 それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。
 2 「情報提供を行っている事業場数」は、労働安全衛生法第13条に基づき産業医へ情報提供している事業場数を計上している。
 3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。